



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 森下仁丹株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 駒村 純一
(コード番号 4524 東証、大証各第 2 部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 武貞 文隆
電 話 番 号 06-6761-1131(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 72 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の理由

- (1) 当社グループの事業の現状を踏まえるとともに、今後の事業展開の多様化に対応するため、現行定款第 3 条(目的)に新たな事業目的を追加するものです。
- (2) 効果的、経済的な公告方法とするため、現行定款第 4 条（公告方法）を、日本経済新聞に掲載する方法から電子公告による方法に変更し、あわせてやむを得ない事由により電子公告ができない時の措置を定めるものです。
- (3) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株式の電子化」をいいます）から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定および文言の削除およびその他所要の変更を行うものです。

また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。（附則 1 条・2 条）

- (4) その他一部字句および表現の修正、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものです。

2.変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3.日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生予定日	平成 21 年 6 月 26 日

以上

(別紙)

現行定款・変更定款比較対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1条～第2条 (条文省略)	第1条～第2条 (現行どおり)
(目的) 第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～7 (各号の条文省略)	(目的) 第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～7 (現行どおり)
8. 前各号に付随する一切の業務並にこれに必要な投資	8. <u>特定保健指導、健康相談、栄養相談、健康に関する情報提供事業及びコンサルタント事業</u> 9. <u>コールセンターの運営及びオペレーターの教育並びにコンサルタント事業</u> 10. 前各号に付随する一切の業務並にこれに必要な投資
(公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	(公告方法) 第4条 当社の公告 <u>方法は、電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告に公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第5条～第7条 (条文省略)	第5条～第7条 (現行どおり)
(株券の発行) 第8条 当社は、株券を発行する。 前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。	(削除)
(基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。その他必	(基準日) 第 <u>8</u> 条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。その他必要がある場合は、取締役会決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の

要がある場合は、取締役会決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする事ができる。

第10条 (条文省略)

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当社の株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事項は取締役会で定める株式取扱規則による。

第13条～第28条 (条文省略)

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載もしくは記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。

第30条～第40条 (条文省略)

(監査役会の議事録)

第41条 監査役会の議事の経過の要領およびその

株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする事ができる。

第9条 (現行どおり)

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いその他株主権行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第12条～第27条 (現行どおり)

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載もしくは記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

第29条～第39条 (現行どおり)

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会の議事の経過の要領およびその

結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

第 42 条～第 49 条 (条文省略)

(剰余金の配当等)

第 50 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

(中間配当)

第 51 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

第 52 条 (条文省略)

(新設)

(新設)

(新設)

結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 41 条～第 48 条 (現行どおり)

(剰余金の配当等)

第 49 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

(中間配当)

第 50 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

第 51 条 (現行どおり)

附則

第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除する。

以上